

一般社団法人 全日本学生応援団連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本学生応援団連盟と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、わが国における学生応援団の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生応援団の普及及び振興に関する事業
- (2) 学生応援団の健全な発展のための研修に関する事業
- (3) 学生応援団の調査研究と情報提供に関する事業
- (4) 学生応援団に係る関係諸団体との連携・協力に関する事業
- (5) 学生応援団の活動を通じた社会貢献に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 第7条の正加盟団体から選出された評議員及び本条第2項の代議員執行部員
 - (2) 準会員 第7条の準加盟団体から選出された者
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人または団体
 - (4) 名誉会員 当法人に特に功労のあった者で、総会の決議をもって推薦された者
- 2 代議員執行部員は、加盟団体から選出された学生からなる代議員の代表者（「委員

長」という。)及び副代表者(「副委員長」という。)合計3名以内でこれを置く。評議員は正加盟団体から選出された卒団生・応援団経験者等とし、正加盟団体は原則として4名以内でこれを置く。

3 当法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の所属及び加盟団体)

第7条 正会員及び準会員は、本条第2項に規定する加盟団体に所属するものとする。

2 理事会は、当法人の事業に賛同する団体を正加盟団体または準加盟団体として承認する。

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会に対して入会の申込みを行い、その承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、当法人の経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則または総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(その他会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合の他、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払い義務を5年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他、総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(総会の開催)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 当法人の臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 総正会員の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求が理事にあったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき

(招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長に事故がある時は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり総会を招集する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長は、別に議長を指名することができる。

2 会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がこれに当たる。

(議決権の数)

第 18 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち 2 名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 正会員は、代理人によって総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ法人に提出する。

2 前項の正会員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該正会員または代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(総会決議の省略)

第 22 条 理事または正会員が総会の目的事項について提案した場合において、当該案件につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案

を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第 23 条 会長が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第 5 章 役員

(役員)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を会長、それ以外を副会長とし、副会長のうち若干名を専務理事とする。

3 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とし、専務理事を同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事の中から、総会の決議によって選定する。

3 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、互いに兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 専務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のために選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 この定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。この場合、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(報酬等)

第30条 当法人の役員報酬は、総会で定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問等)

第31条 当法人に顧問、相談役（以下「顧問等」という）を置くことができる。

2 顧問等は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問の任期は三期六年、相談役の任期は二期四年とする。

(顧問等の職務)

第32条 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

2 相談役は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べる。

(権限)

第 34 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令または定款に規定する職務

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けた時または会長に事故がある時は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

3 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにも関わらず、請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

4 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて会長に対して理事会の招集を請求したにも関わらず、請求をした日から 5 日以内に、その請求をした日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長は、別に議長を指名することができる。

2 会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時（但し、監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した会長及び監事は、議事録に署名または記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名または記名押印に代わる措置をとる。

(理事会への報告の省略)

第 39 条 理事または監事が理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(委員会)

第 40 条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認める時は、理事会決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会は、第 19 条の総会決議事項及び第 37 条の理事会決議事項についての意思決定は行うことができない。

4 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲り受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号については総会に報告し、第3号及び第4号の書類については総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(剰余金)

第44条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第46条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、総会の決議によらなければならない。

(解散)

第47条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 全ての会員が欠けたこと
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第48条 当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算する場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長は任免する。但し、事務局長の任免には理事会の承認が必要である。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

第52条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2 当法人の設立時社員は次のとおりである。

氏名	住所
----	----

児島暁	
-----	--

青山秀夫	
------	--

市川敏行	
------	--

山口聡	
-----	--

佐々木有一	
-------	--

栩本淳	
-----	--

栗原俊之	
------	--

山崎康成	
------	--

3 当法人の設立時の役員は次のとおりである。

会長	児島暁
理事	青山秀夫
理事	市川敏行
理事	山口聡
理事	佐々木有一
理事	栩本淳
監事	栗原俊之
監事	山崎康成

4 当法人の設立当初の事業年度は、第 41 条に関わらず、この法人の成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。